

第3期中期目標期間に係る見込評価に関する評価基準について

平成27年7月27日

原子力規制庁

1. 評定の方針

- ・ 平第3期中期目標期間に係る見込評価について、「独立行政法人の評価に関する指針」(平成26年9月2日)、「平成27年度における独立行政法人評価制度委員会の評価に関する取組について」(平成27年5月22日)に基づき実施する。

2. 第3期中期目標期間評価

(1) 評価基準の設定

- ・ **原則として、S、A、B、C、Dの5段階**の評語を付すことにより行うものとする。
- ・ **「B」を標準**とする。
 - i) 研究開発に係る事務及び事業
各評価項目の評定区分の関係は、以下のとおりとする。

S: 国立研究開発法人の目的・業務、中長期目標等に照らし、法人の活動による成果、取組等について諸事情を踏まえて総合的に勘案した結果、適正、効果的かつ効率的な業務運営の下で「研究開発成果の最大化」に向けて**特に顕著な成果の創出や将来的な特別な成果の創出の期待等が認められる。**

A: 国立研究開発法人の目的・業務、中長期目標等に照らし、法人の活動による成果、取組等について諸事情を踏まえて総合的に勘案した結果、適正、効果的かつ効率的な業務運営の下で「研究開発成果の最大化」に向けて**顕著な成果の創出や将来的な成果の創出の期待等が認められる。**

B: 国立研究開発法人の目的・業務、中長期目標等に照らし、法人の活動による成果、取組等について諸事情を踏まえて総合的に勘案した結果、「研究開発成果の最大化」に向けて**成果の創出や将来的な成果の創出の期待等が認められ、着実な業務運営がなされている。**

C: 国立研究開発法人の目的・業務、中長期目標等に照らし、法人の活動による成果、取組等について諸事情を踏まえて総合的に勘案した結果、「研究開発成果の最大化」又は「適正、効果的かつ効率的な業務運営」に向けて**より一層の工夫、改善等が期待される。**

D: 国立研究開発法人の目的・業務、中長期目標等に照らし、法人の活動による成果、取組等について諸事情を踏まえて総合的に勘案した結果、「研究開発成果の最大化」又は「適正、効果的かつ効率的な業務運営」に向けて**抜本的な見直しを含め特段の工夫、改善等が求められる。**

ii) 研究開発に係る事務及び事業以外

各評価項目の業務実績と評定区分の関係は、以下のとおりとする。

S: 法人の活動により、中長期目標における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる(定量的指標においては対中長期目標値の120%以上で、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合)。

A: 法人の活動により、中長期目標における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる(定量的指標においては対中長期目標値の120%以上)。

B: 中長期目標における所期の目標を達成していると認められる(定量的指標においては対中長期目標値の100%以上120%未満)。

C: 中長期目標における所期の目標を下回っており、改善を要する(定量的指標においては対中長期目標値の80%以上100%未満)。

D: 中長期目標における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた、抜本的な改善を求める(定量的指標においては対中長期目標値の80%未満、又は主務大臣が業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認めた場合)。

(2) 業務実績の分析・評価

- ・ 部会におけるヒアリングや自己評価報告書、業務実績報告書の内容等から評価基準に対する達成状況を総論及び各論の両面から分析する。
- ・ 特に、最上級の評定「S」を付す場合には、国立研究開発法人の実績 等が最上級の評定にふさわしいとした根拠について、設定した評価軸に基づく評価結果を踏まえて具体的かつ明確に記述する。
- ・ 「S」又は「A」評定が付されている場合、その根拠が具体的かつ明確に示されているかについて厳正に確認するものとする。